

平成24年3月〇日

国土交通省

Press Release

平成24年度自動車アセスメントの実施要領に関する意見募集

国土交通省では、独立行政法人自動車事故対策機構とともに、自動車アセスメント及び チャイルドシートアセスメントを実施しております。その実施にあたっては、自動車等の 安全性能に関する評価等に関する規程(平成11年運輸省告示第440号)に基づき、評価項目 や試験方法等について定めた自動車安全性能評価実施要領をあらかじめ作成することとさ れています。このため、平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について、広く 国民の皆様からご意見を頂きたく、以下の募集要領によりご意見を募集します。

## く募集要項>

1. 意見募集対象

平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について【別添】

2. 意見送付要領

氏名、住所、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号及び電子メールアドレスを別 紙に明記の上、以下のいずれかの方法により送付して下さい。

- (1) ファクシミリの場合
- FAX番号:03-5253-1640
- 国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて
- (2) 電子メールの場合

メールアドレス:g\_TPB\_GAB\_GKK\_KGY@mlit.go.jp

国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて

- 電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。
- (3) 郵送の場合
- 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
- 国土交通省 自動車局 技術政策課 国際業務室 あて
- 郵送でのご意見の送付の場合は意見提出様式例をご参照ください。

# 3. 意見募集期限

平成24年3月〇日~平成24年4月〇日

# 4. 注意事項

- ・ご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせて頂きます。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。
- ご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開されることがあること
   をご承知おき下さい。

# 意見提出様式例

息兄掟山惊玌例	
氏名	(フリガナ)
住所	
所属	<ul><li>(会社名または団体名)</li><li>(部署名)</li></ul>
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見) (理由)

#### 平成24年度自動車等安全性能評価実施要領の策定について

※ 下線部分については、平成24年度から新たに開始等する事項

#### I. 自動車の安全性能試験について

1. 対象車種について

対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行います。

- (1) 乗車定員9人以下の乗用車と車両総重量が2.8t以下の貨物車を対象とします。
- (2) 平成23年5月末時点又は10月末時点に新車として販売されている自動車から選定します。
- (3) 直近1年間の販売実績等を勘案して選定します。
- (4) 自動車製作者等から申し出があった自動車を試験自動車として選定することができます。
- 2. 自動車安全性能比較試験等の項目について

試験項目は、「ブレーキ性能試験」、「フルラップ前面衝突試験」、「オフセット前面衝突試 験」、「オフセット前面衝突試験における後席乗員保護性能評価」、「側面衝突試験」、「後面 衝突頚部保護性能試験」、「歩行者頭部保護性能試験」、「歩行者脚部保護性能試験」、「後席 シートベルトの使用性評価」及び「シートベルトリマインダーの評価(運転席以外の座席を対象)」 を予定しています。

(1) ブレーキ性能試験(平成7年度より実施)

乾燥した路面、濡れた路面のそれぞれにおいて、試験車を時速100kmからブレーキペダルを 素早く踏み込んで停止させる試験。



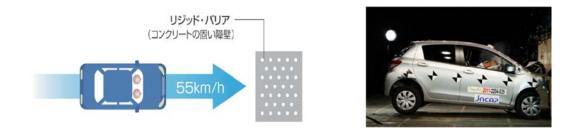


#### (2) 衝突安全性能試験

(1)フルラップ前面衝突試験(平成7年度より実施)

運転者席及び助手席にダミーを搭載した自動車を時速55kmでコンクリートのバリア前 面に垂直方向に正面衝突させる試験。あわせて、電気自動車及び電気ハイブリッド自動車(動 カ系の作動電圧が、交流30V又は直流60V未満の自動車を除く。)(以下、「電気自動車等」 という。)については、感電保護性能評価を実施します。 (参考)

フルラップ前面衝突試験は、ダミーに与える衝撃が大きいため、シートベルト、エアバ ッグ等の乗員拘束装置及び車体の衝撃吸収性能の評価に適しています。



②オフセット前面衝突試験(平成12年度より実施)

運転席と助手席側の後席にダミーを搭載した自動車の運転席側の一部(車幅の40%)を時 速64kmでアルミハニカム(衝撃吸収材)のバリア前面に垂直方向に正面衝突させる試験。 あわせて、電気自動車等については、衝突後の乗員の感電保護性能評価を実施します。

(参考)

オフセット前面衝突試験は、車両の一部で衝撃を受けるため、車体変形が大きく、乗員の 生存空間等の評価に適しています。



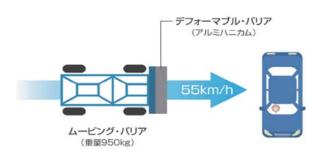


③側面衝突試験(平成11年度より実施)

運転席にダミーを搭載した静止状態の自動車の運転席側に台車を時速55kmで衝突させる試験。あわせて、電気自動車等については、衝突後の乗員の感電保護性能評価を実施します。

(参考)

側面衝突は、前面衝突に次いで傷害程度の大きな衝突形態です。



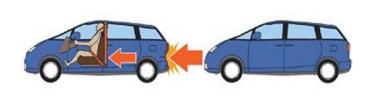


④後面衝突頚部保護性能試験(平成21年度より実施)

ダミーを搭載した自動車用シート(運転席又は助手席)を台車に乗せ、その台車を瞬間 的に<u>時速20km</u>となるように打ち出し、自動車の後面衝突時と同様の衝撃を発生させる試 験。

(参考)

後面衝突(追突)事故が発生した際、被追突車の乗員の受傷形態で最も多い頚部傷害を低 減させることを目的として実施するものです。





(3) 歩行者頭部保護性能試験(平成15年度より実施)

子供と大人の頭部を模擬したダミー(頭部インパクタ)を衝撃装置により自動車のボンネット等に時速35kmで衝突させる試験。

(参考)

歩行者頭部保護性能試験は、歩行者の交通死亡事故については頭部傷害の要因が大きいこ とから、自動車が歩行者に衝突した際の頭部の傷害程度を評価し、車両の歩行者保護対策の 促進を目的として実施するもので、自動車が歩行者に時速44kmで衝突した形態を想定して います。





(4) 歩行者脚部保護性能試験(平成23年度より実施)

歩行者(成人男性)の脚部を模擬したダミー(下部脚部インパク タ(FLEX-PLI))を衝撃装置により自動車の前面に時速40kmで衝突さ せる試験。



## (参考)

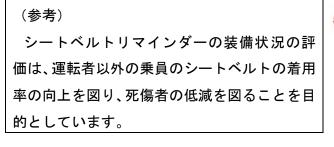
歩行者脚部保護性能試験は、歩行者の交通重傷事故においては脚部傷害の要因が大き いことから、自動車が歩行者に衝突した際の脚部の傷害程度を評価し、車両の歩行者保護 対策の促進を目的として実施するもので、自動車が歩行者に時速40kmで衝突した形態を 想定しています。なお、「道路運送車両の保安基準」の改正により、歩行者脚部保護基準 が平成25年4月から順次適用予定であり、自動車アセスメントにおいて先行して評価を開 始するものです。



t

(5)シートベルトリマインダーの評価(平成21年度より実施。ただし、レベル別評価を平成23年 度より開始)

運転者以外の乗員がシートベルトを装着していない時に、その旨を運転者等に知らせる装置 の装備状況や作動要件を評価。



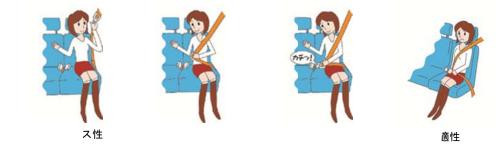


(6) 後席シートベルトの使用性評価(平成 21 年度より実施)

後席に乗車した乗員が、シートベルトを容易に装着することができるかを、「シートベルト へのアクセス性」、「バックルへのタングの挿入性」、「バックルの識別性」及び「シートベルト 装着時の快適性」の4項目で評価。

(参考)

平成20年6月施行の改正道路交通法により、後席シートベルトの着用が義務づけられたこ とから、前席並の使用性を確保することで、後席のシートベルトの着用率を向上させること を目的としています。



3. 評価の公表内容について

試験において確認し、評価する事項は以下のとおりであり、これらの結果を小冊子及びホーム ページ等を用い広く公表します。

(1) ブレーキ性能試験

乾燥路面(路面温度条件35.0±10.0℃)及び湿潤路面(路面温度条件27.0±5.0℃)におけ る停止距離を測定し、並びに幅3.5mの車線からのはみ出しの有無も確認します。

- (2) 乗員保護性能試験
  - ①フルラップ前面衝突試験及びオフセット前面衝突試験
    - ア、ダミー各部位の傷害値等と、車体の変形量を計測して評価します。
      - (ダミーの傷害値等)
      - 頭 部:頭部傷害値(HIC:Head Injury Criterion)
      - 頚 部:引張荷重、せん断荷重、伸張モーメント
      - 胸 部:胸部傷害値<sup>\*\*1</sup>、胸部変位
      - 腹 部:シートベルトによる骨盤の拘束状態の良否(腰ベルトの骨盤からのずり上がり で判定)<sup>\*2</sup>
      - 下肢部:大腿部荷重、脛骨指数<sup>※1</sup>

\*1 オフセット前面衝突試験の後部座席を除く

\*2 オフセット前面衝突試験の後部座席のみ

(車体変形量)

ハンドルの上方・後方への変位量/ブレーキペダルの上方・後方への変位量

イ.計測結果は、運転者席及び助手席並びに後席毎に、ダミー傷害値及び車体変形量の計 測値に基づき各部位について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重み付けを行い、 それを合計して総合点を算出し、5段階で評価します。

さらに、ドアの開扉性、乗員の救出性及び衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車 等については、感電保護性能についても評価します。

- 2側面衝突試験
  - ア.ダミー各部位の傷害値を計測して評価します。

(ダミーの傷害値)

- 頭 部:頭部傷害値(HPC:Head Performance Criterion)
- 胸 部:胸部変位
- 腹 部:腹部荷重
- 腰 部:恥骨荷重
- イ.計測結果は、ダミー傷害値の計測値に基づき各部位について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重み付けを行い、それを合計して総合点数を算出し、5段階で評価します。さらに、ドアの開扉性、乗員の救出性、衝突後の燃料漏れの有無及びカーテンエアバッグの展開状況並びに電気自動車等については感電保護性能についても、評価します。

③後面衝突頚部保護性能試験

- ア.ダミー各部位の傷害値を計測して評価します。
  - (ダミーの傷害値)
  - 颈部傷害値(NIC: Neck Injury Criterion)、頚部荷重・モーメント(引張

     荷重、せん断荷重(頭後方向)、モーメント(伸張及び屈曲))
- イ.計測結果は、運転者席及び助手席毎に、ダミー傷害値の計測値に基づき「頚部傷害値」 及び「頚部荷重・モーメント」毎について4点満点で点数化し、事故実態を勘案した重 み付けを行い、それを合計して総合点数を算出し、<u>5段階</u>で評価します。

④乗員保護性能評価(平成23年度より開始)

フルラップ前面衝突試験、オフセット前面衝突試験、側面衝突試験及び後面衝突頚部保護 性能試験における点数を換算し、100点満点で評価します。

#### (3) 步行者保護性能試験

①步行者頭部保護性能試験

- ア.大人頭部インパクタ及び子供頭部インパクタによりボンネット等の各衝撃点における 頭部傷害値(HIC)を計測します。
- イ. 各衝撃点の頭部傷害値を4点満点で点数化し、エリア毎に5段階に分けて色分けをし

ます。

ウ. 歩行者頭部保護性能は、エリア毎の得点をもとに算出し、5段階で評価します。

②歩行者脚部保護性能試験(平成23年度より開始)

- ア.下部脚部インパクタによりフロントバンパー等の各衝撃点における脚部傷害値(脛骨の曲げモーメント、内側側副靭帯の伸び量、前十字靭帯の伸び量及び後十字靭帯の伸び
   量)を計測します。
- イ. 各衝撃点の脚部傷害値を4点満点で点数化し、エリア毎に4段階に分けて色分けしま す。
- ウ.歩行者脚部保護性能は、エリア毎の得点をもとに算出し、4段階で評価します。

③歩行者保護性能評価(平成23年度より開始)

歩行者頭部保護性能試験及び歩行者脚部保護性能試験における点数を換算し、100点満点 で評価します。

(4) シートベルトリマインダーの装備状況の評価(レベル別評価を23年度より開始)

運転者以外の座席を対象とした、適切な機能を持ったシートベルトリマインダーの装備状況 や作動要件を評価し、5段階で評価をします。

(5) 衝突安全性能総合評価(平成23年度より開始)

フルラップ前面衝突試験、オフセット前面衝突試験、側面衝突試験、後面衝突頚部保護性能 試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験の評価の結果及びシートベルトリマ インダーの評価の結果を換算し、5段階で評価します。

(6)後席シートベルトの使用性評価

次の評価項目毎に後席(中央席を除く。)のシートベルトの使用性を3段階で評価します。 [シートベルトへのアクセス性]

後部座席はシートアレンジ(前後の位置変更等)を行うことができる座席が多いため、 シートアレンジ毎のシートベルトのウェビングまでの距離を計測し、アクセス性を評価。 「バックルへのタングの挿入性]

シートベルトのタングをバックルに容易に装着することができるか否かを評価。 「バックルの識別性]

タング挿入部の向き・配置等により外側座席用と中央座席用(中央座席がない場合にあ っては、隣接する座席用)が容易に区別できるか否かを評価。

[シートベルト装着時の快適性]

後部座席はシートアレンジを行うことができる座席が多いため、シートアレンジ毎に乗

員がシートベルトを着用した時のシートベルトによる窮屈性を評価。

後部中央席は、シートベルトの装備状況を確認して、3点式シートベルトが備えられて いるか否か、使用性に問題がないかを確認します。

Ⅱ. 自動車の安全装置の装備状況について

現在市販されている乗用車などについて車種毎に先進安全自動車(ASV)技術等の安全装置 の装備状況を公表します。

### Ⅲ. チャイルドシートの安全性能試験について

1. 対象機種について

対象となる機種の選定は、次の原則に沿って行います。

- (1)国が定める安全基準及びそれと同等の基準(欧米の基準)に適合した乳児用及び幼児用 の製品を対象とします。
- (2) 平成23年10月末時点に販売されている製品の中から選定を行います。
- (3) 直近1年間の販売実績が上位の機種から選定します。
- (4) チャイルドシート製作者等から申し出があった製品や検討の結果、特に必要と認められ た機種を選定します。
- 2. 評価試験について

評価試験は、前面衝突試験、使用性評価試験を予定しています。

(1) 前面衝突試験(平成13年度より実施)

チャイルドシートを搭載した自動車用シートを台車に乗せ、 その台車を瞬間的に時速55kmとなるように打ち出し、自動車 の前面衝突時と同様の衝撃を発生させ、ダミーに発生する傷 害等の程度を評価します。



なお、試験における速度変化は、国の安全基準(道路運送 車両の保安基準)における試験の1割増しの時速55kmで実施します。

また、試験に用いる自動車用シートについては、国の安全基準における試験で使用している チャイルドシート試験専用のシートを使用します。

(2) 使用性評価試験(平成13年度より実施)

ユーザーが、自動車の座席へ確実な取り付けをしやすいように製品が配慮されているかなど について、使用実態を反映した評価項目毎に複数名のチャイルドシート専門家による判定を行 い評価します。

3. 評価の公表方法について

試験において確認し、評価する事項は以下のとおりであり、これらの結果を小冊子及びホー ムページ等を用い広く公表します。

(1) 前面衝突試験

① 次の評価項目について、乳児用及び幼児用別に計測及び観察によって評価します。 <乳児用(ベッド型)>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、頭部のベッドからのはみ出し、ベッド 底面の傾き、頭部移動量、胸部合成加速度、その他の事象(バックルの解離、チャイル ドシート本体の座席ベルトからの放出)

<幼児用(後ろ向き)>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、背もたれの角度、頭部先端部の移動位 置、胸部合成加速度、その他の事象(バックルの解離,チャイルドシート本体の座席ベ ルトからの放出)

<幼児用(前向き)>

取付部及び強度保持機能をもつ各部の破壊状況、頭部移動量、頭部合成加速度、胸部合 成加速度、胸部の圧迫による肋骨と胸椎の接触状況、その他の事象(バックルの解離、 チャイルドシート本体の座席ベルトからの放出、拘束状態における加害性(腹部圧迫に ついては、面圧計を使用して定量的に測定・評価)、ダミーのシートからの脱落)

- ② ①に列挙した評価項目に関して、全ての評価項目のうち1つでも×があれば「推奨せず」、 ×が1つもない場合であって、評価項目で◎が4つの場合は「優」、◎が3つで〇が1 つの場合は「良」(×がひとつでもある場合は除く。)とし、「優」、「良」および「推 奨せず」に該当しない場合は「普通」と評価します。
- (2) 使用性評価試験

次の評価項目毎にチャイルドシートを点検し実際に取り付ける等して5段階で評価します。 [取扱説明書等]

座席への取り付け方法の説明、注意・警告の表示の有無。

[本体表示]

座席への取り付け方法の説明、注意・警告の表示の有無。

[本体機構]

リクライニング、回転機構は確実にロックするか、レバースイッチの位置が分かりやす いかなど。

[取付性]

車の座席へ取り付ける際に間違えにくいか、一人で容易に確実な締め付けができるかな ど。

[装着性]

ハーネスの長さ調節が容易か、子供の着座に要する時間が適切か、バックルは子供が解

除しにくいかなど。

# Ⅳ. 実施機関について

自動車アセスメント及びチャイルドシートアセスメントの評価を行うための試験に係る事務等 については、独立行政法人自動車事故対策機構が行います。

る装置(以下「幼児用シート」という。)	のいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置す	シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シート	う。以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、補助	の又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをい	の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたも	幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車	の号において同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(	防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下こ	て、インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動を	ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであっ	乳児用ベッド」という。)	進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置(以下「	イ 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の	次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。	二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた	ラム以下の者をいう。	一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログ	準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定めるところによる。	規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基	運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)、道路運送車両法施行	第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路 第	(用語の定義)	施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。	乗車装置(以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実	第一条 この告示は、平成二十四年度における自動車及び年少者用補助 は	(この告示の趣旨)	平成二十四年度自動車等安全性能評価実施要領(案)
る装置(以下「幼児用シート」という。)	のいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置す	シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シート	う。以下この号において同じ。)、インパクト・シールド、補助	の又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをい	の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたも	幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車	の号において同じ。)、インパクト・シールド及び補助シート(	防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下こ	て、インパクト・シールド(正面衝突の際に年少者の前方移動を	ロ 主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであっ	乳児用ベッド」という。)	進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置(以下「	イ 主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の	次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。	二 「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた	ラム以下の者をいう。	一 「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログ	準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)に定めるところによる。	規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)及び道路運送車両の保安基	運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)、道路運送車両法施行	第二条 この告示の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、道路	(用語の定義)	施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。	乗車装置(以下「自動車等」という。)の安全性能に関する評価を実	第一条 この告示は、 平成二十三年度における自動車及び年少者用補助	(この告示の趣旨)	平成二十三年度自動車等安全性能評価実施要領

生ずる後方及び上方への変位をいう。	生ずる後方及び上方への変位をいう。
十五 「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に	十五 「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に
数をいう。	数をいう。
十四 「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指	十四 「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指
る部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。	る部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。
十三 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当す	十三 「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当す
十二 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。	十二 「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。
速度をいう。	速度をいう。
た前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加	た前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加
十一 「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測され	十一 「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測され
ントをいう。	ントをいう。
十 「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメ	十 「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメ
及び左右方向の荷重をいう。	及び左右方向の荷重をいう。
九 「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向	九 「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向
荷重をいう。	荷重をいう。
八 「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の	八 「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の
る傷害の程度を示す指数をいう。	る傷害の程度を示す指数をいう。
おいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わ	おいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わ
た加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタに	た加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタに
ト前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測され	ト前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測され
七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセッ	七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセッ
六 「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。	六 「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。
載する人体模型をいう。	載する人体模型をいう。
規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭	規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭
定された自動車(以下「試験自動車」という。)又は同条第二項の	定された自動車(以下「試験自動車」という。)又は同条第二項の
五 「ダミー」とは、第三条第一項の規定により評価の対象として選	五 「ダミー」とは、第三条第一項の規定により評価の対象として選
四 「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう	四 「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう
С С	う。
三 「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをい	三 「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをい

二十八 「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクタの脛骨に	二十八 「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクタの脛骨に
の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。	の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。
二十七 「下部脚部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体	二十七 「下部脚部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体
部の模型をいう。	部の模型をいう。
二十六 「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭	二十六 「頭部インパクタ」とは、試験自動車に衝突させる人体の頭
を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。	を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。
二十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点	二十五 「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点
傷害の程度を示す指数をいう。	傷害の程度を示す指数をいう。
ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる	ダミーにおいて計測された加速度を用いて計算される頸部に加わる
二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、	二十四 「NIC」とは、後面衝突頸部傷害保護性能試験において、
装備された装置をいう。	装備された装置をいう。
てCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために	てCピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために
る衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿っ	る衝撃を受けた場合において、主に車体のAピラーから屋根に沿っ
二十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突によ	二十三 「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突によ
をいう。	をいう。
二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重	二十二 「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重
当該衝突した側の腹部)に加わる荷重をいう。	当該衝突した側の腹部)に加わる荷重をいう。
二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部(側面衝突時にあっては、	二十一 「腹部荷重」とは、ダミーの腹部(側面衝突時にあっては、
の程度を示す指数をいう。	の程度を示す指数をいう。
部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害	部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害
二十 「HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭	二十 「HPC」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭
う。	う。
試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をい	試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をい
十九 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び	十九 「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び
らダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。	らダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。
は	十八 「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車か
車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。	車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。
十七 「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動	十七 「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動
び上方への変位をいう。	び上方への変位をいう。
十六 「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及	十六 「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及

- 3 -

案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等か	案して試験自動車を選定するものとする。ただし、自動車製作者等か
、それ	の販売実績等を
月末時点又は十月末時点に、市場において新	場において新
引自動	並びに被けん引自動車を除く。以下同じ。)のうち
車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊	自動車、
トンを超えるもの、二	車両総重量が二・八トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動
て乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって	て乗車定員十人以上のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって
い、自動車	第三条 国土交通大臣は、自動車(専ら乗用の用に供する自動車であっ
(試験自動車等の選定に関する事項)	(試験自動車等の選定に関する事項)
る座席をいう。	いう。
則第四十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三.に規定す	十四号第四改定版補足第四改定版の附則六の三.に規定する座席を
ための条件に関する協定(平成十年条約第十二号)に付属する規	の条件に関する協定(平成十年条約第十二号)に付属する規則第四
の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認の	採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のため
における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件	における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の
三十五 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両	三十五 「試験用座席」とは、車両並びに車両への取り付け又は車両
されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。	されていない場合に、その旨を乗員に警報する装置をいう。
三十四 「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着	三十四 「座席ベルトの非着用時警報装置」とは、座席ベルトが装着
をいう。	いう。
て、外側	外側後席以外の座席
三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれ	三十三 「中央後席」とは、前向きの座席のうち、運転者席及びこれ
いう。	う <sub>。</sub>
並列の座席以外の座席であって、自動車の側面に隣接する座席を	自動車の側面に隣接する座席を
三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと	三十二 「外側後席」とは、前向きの座席のうち運転者席及びこれと
後十字靱帯の伸び量をいう。	後十字靱帯の伸び量をいう。
三十一 「後十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の	三十一 「後十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の
十字靭帯の伸び量をいう。	十字靭帯の伸び量をいう。
三十 「前十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前	三十 「前十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部の前
の内側側副靭帯の伸び量をいう。	側側副
二十九 「内側側副靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部	二十九 「内側側副靭帯の伸び量」とは、下部脚部インパクタの膝部
発生する曲げモーメントをいう。	発生する曲げモーメントをいう。

突安全性能(運転者 の直後に位置する外側 五段階の指標、開扉性三  オフセット前面衝 運転者席及び助手席の 員の傷害の程度を示す	に正面衝突させる試 骨指数、かじ取りハーボードの前面に垂 変位、大腿部荷重、胸車の前面の全部を 、頸部のモーメント制車の前面の全部を 、頸部のモーメント転者席及び助手席に HIC、頸部の引張	<ul> <li>一 制動性能</li> <li>一 制動性能</li> <li>売制動する試験</li> <li>売り動車を制動初速度百 動車の停止距離並びに</li> <li>市・五メートルの車</li> <li>シートルの車</li> <li>シートル</li> <li>シートル</li> <li>シートル</li> <li>シートル</li> <li>シート</li> <li>シートル</li> <li>シートル</li> <li>シートル</li> <li>シート</li> <li>シート<th><ol> <li>2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月</li> <li>2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月</li> <li>2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月</li> </ol></th><th>ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することがで</th></li></ul>	<ol> <li>2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月</li> <li>2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月</li> <li>2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十四年九月</li> </ol>	ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することがで
突安全性能(運転者 の直後に位置する外側 五段階の指標、開扉性三 オフセット前面衝 運転者席及び助手席の 員の傷害の程度を示すペダル変位に基づき乗	に正面衝突させる試でバリヤの前面に垂十五キロメートル毎年の前面の全部を	<ul> <li>一 制動性能</li> <li>急制動する試験</li> <li>急制動する試験</li> <li>線からのはみ出</li> <li>全制動する試験</li> <li>な路面において、試験</li> <li>な路面において、試験</li> <li>な路面において、試験</li> <li>な路面において、試験</li> <li>な路面における</li> </ul>	2 国土交通大臣は、年少者用補助乗車装置のうち、平成二十三年九月 事項を確認することにより行うこととする。	ら試験の申し出があった自動車を試験自動車として選定することが

部荷重、恥骨荷重及び日日で、胸部変位、腹	ダミーを搭載した試験に運転者席又は助手席に	五 側面衝突安全性能	部荷重、恥骨荷重及びHPC、胸部変位、腹	ダミーを搭載した試験運転者席又は助手席に	五 側面衝突安全性能
衝突後の感電気の 「 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 御 部 の て 、 頸 部 の モ 一 よ る 骨 盤 の に よ る 骨 盤 の に よ る 骨 盤 の で き 乗 員 の の 告 、 交 流 元 十 ボ ル ル た に よ る 骨 盤 の で も に よ る 合 骨 盤 の で も に よ る 合 骨 盤 の で も た よ る 合 骨 盤 の で も た よ る 合 骨 盤 の で た に よ る 合 骨 盤 の で で た に よ る 合 骨 盤 の の モ ー メ ン ト に よ る 合 骨 盤 の の で た 、 た 大 世 志 、 た 一 大 世 た 、 た に よ る 合 骨 盤 の の で し 、 か ー よ の た 、 か し 、 の た 、 か し 、 か し 、 か し 、 か し 、 か し 、 の た 、 か れ の で 、 の た 、 か れ 、 の た 、 か れ 、 の た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 た 、 、 の 引 張 伝 、 、 、 香 一 、 の 一 、 、 の 一 、 の 一 、 、 の 一 、 の 一 、 の 一 、 の 一 、 の 一 、 の 一 、 の の 一 、 の の し 、 た 、 、 の の の て 、 、 の の て 、 の の て 、 の の て 、 の ち 、 の の て 、 の の て 、 の の て 、 の の の て 、 の の て 、 の の の て の の の て の の の の の て の の の の の の の の の の の の の	このでは、「「「」」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」で、「」」で	四 突安全性能 (助手 席 (助手 席 )	衝突動素で、 「 御 御 御 御 部 一 て に の 自 前 流 元 電 気 二 に の の た に ま 変 の の た に ま 変 の の た に ま 変 の の の た に ま 変 の の の た に ま 変 の の の で た に ま 変 の の の で た に 、 変 動 れ て て の の の た に よ る 位 、 い て の の の の た に よ る 位 、 い て た に ま 変 の の の で た に よ る 位 、 、 つ す 五 気 に 、 の た に よ る 位 、 こ の の の の で た に よ る 位 、 つ し よ る 位 、 こ の の の の て に 、 の た し よ る 位 、 し よ こ の の の の で し 、 し よ の た し よ の た し 、 の し 、 し よ の の の の の の で 、 し 、 し 、 し 、 の し 、 し 、 の し 、 し 、 の し 、 し 、 の し 、 し 、 の し 、 し 、 の し 、 し 、 の の の の の の し 、 し 、 の の の の の の し 、 し 、 の の の 、 の し 、 し 、 ん い 町 、 の の の の の ら 、 、 、 、 の し し ん い 町 、 、 の し 、 し 、 し 、 し 、 の し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 し 、 、 、 し 、 し 、 し 、 し 、 、 、 、 、 の し 、 、 、 、 、 、 の の の 、 の の の の の の の の し 、 の の の の 、 の 、 の 、 の の の し 、 の の の の の の の の の し 、 の の の の の の の の の の の の の	させる この した で に で が し に で に で に ず る に が に で に ず る に が に で が し に で が し に で が し で に が し で に が ら っ つ っ 、 ) を 六 十 パ ー で べ ー で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し で が し て い し で が し で が し で が し で が し て い し た で い し て の の 前 載 載 し の で が し て の の 前 載 載 し の で が し で の の 一 で が し で い し で の の の の で が し で の の の の の の の の の の の の の	四 突安オ で 定 安 全 性 能 (助 手 不 の 直 後 に 位 置 す る 界 の 両 の 直 後 に で の で の で の で の で の で の で の で の で の で
、救出性、衝突後 の感電保護性能 の感電保護性能 の の ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	後席にダミーを搭載し で、したで、 後席にダミーを搭載し	席 に 限 る。 )	の感電保護の 本 十 ボ ル ト 未 満 の 自 動 車 を 除 く 。 ) の 衝 突 後 の 然 の 紫 御 朝 車 及 び 電 気 自 動 車 及 び 電 気 自 動 車 及 び 電 気 に が い ト 天 の 作 動 電 尻 式 い ト 天 い 作 動 電 気 式 い 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	後席にダミーを搭載し ででパリヤの前面に垂直に正面衝	席 に 限 る。 )

フルラップ前面衝突安	第二号から第六号まで	七 乗員保護性能	フルラップ前面衝突安	七 乗員保護性能 第二号から第六号まで
標	台車に試験自動車の運 せる試験 せる試験	六 性能 能 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	標 で 基 で き 乗 員 の 傷 害 の 指 で 、 頸 部 の せ ん 断 荷 重 、 頸 部 の せ ん 断 荷 重 、 頸 部 の せ ん 断 荷 重 、 頸 部 の で も 乗 員 の 傷 害 の 指	六後面衝突頸部保護 台車に試験自動車の運 せる試験
保くルボ作ッ車の性の害。 保グイ階グ 、 、 や ルボ作ッ車の性の害。 、 、 、 や 水動自び無衝でにたか指 で 、 、 、 ト ト に た た た た た た た た た た た た た	せ車で十し」 るをバ五た( 試垂リキ座) 験直ヤロ席 にフメ側 正エーの 面イト側 衝スル面		保くルボ作ッ車の性の害。 保グイドの を で や で の し た た た た た た た た た た た た た	るをバ 五 た ( 武 垂 リ キ 座 験 直 ヤ ロ 席 に フ メ 側 正 ェ 丨 の 面 イ ト 側
サイドカーテンエアバ	自動車の当該ダミーを		サイドカーテンエアバ	自動車の当該ダミーを

1			
十 歩行者保護性能	九 歩行者脚部保護性	八 能 歩行者頭部保護性	
前二号の試験	タを衝突させる試験 の一定の範囲をあらか で下部脚部インパク にめ定めた方法により の一定の範囲をあらか する 前面	クタを衝突させる試験 しかじめ定めた方法に たい毎時で頭部インパン とに、三十五キロメー とに、三十五キロメー とに、三十五キロメー とに、三十五キロメー の範囲をあ で がした区域ご	の 試験
験及び歩行者脚部保護歩行者頭部保護性能試	段階の指標 の傷害の程度を示す四 での傷害の程度を示すの の傷害の程度を示すの の り で 後 十字 靭 帯 の 伸 び 後 十字 靭 帯 の 伸 び 後 十字 靭 帯 の 伸 の 御 で の し た で 後 一 の り の の の の の の の の の の の の の の の の の	す五段階の指標 頭部の傷害の程度を示 細分化した区域ごとの	公式の していた した の で に お し た の で た 乗 員の 被 害 の 軽 に お い た 乗 員の 被 害 の 軽 に お い た ま の 軽 に お い た ま の を 会 全 性 能 試 験 し び 後 面 衝 突 安 全 性 能 試 験 し び 後 面 衝 突 安 会 全 性 能 試 験 し び 後 面 衝 突 安 会 全 性 能 試 験 し び 後 面 衝 突 安 会 全 性 能 試 験 し び 後 面 衝 突 安 会 全 性 能 試 験 し び 後 面 衝 突 安 会 全 性 能 試 験 に お け る る 一 の 被 書 に お け る の 数 に お け る の 数 に お け る の 数 に お け る の 数 に お け る の 一 が し い ち の 一 の 数 に お け る の 一 の 一 の 一 の 本 う 一 の 新 い に お む し る の 一 の 一 の も の う の で う ち 二 の ち の ち の う の や の で う の で う ち の う の も に お う つ ち の う の の で う つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち の で つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち つ ち う う う う う う う う う う う う
+	九	八能	
<u>ب</u> لد	能		
歩行者保護性能	歩行者脚部保護性	↓ 歩 行 者 頭 部 保 護 性	
少行者保護性能 前二号の試験		歩行者頭部保護	の 試験

+ 二 衝突安 全 性 能	+ 用時 警 報 装 置 性 能 着	
第二号から第六号まで	運転者席以外の座席に に座席ベルトを装着して た試験自動車が走行中 た試験自動車が走行する れていない状態にする	
フルラップ前面衝突安全性能 総合的な衝突安全性能試験、 が面衝突安全性能 が が の で 座 席 ベルト非 着 用 時 、 御 で 変 条 で 世 能 試 験 、 後 面 衝 突 安 全 性 能 試 験 、 次 て 全 性 能 試 験 、 次 て 全 性 能 試 験 、 大 て 石 町 の 変 安 全 性 能 試 験 、 太 て て を 安 全 性 能 試 験 、 太 て て を 安 全 性 能 試 験 、 太 て て を 安 全 性 能 試 験 、 太 て て を 安 全 性 能 試 験 、 太 て て で 安 空 全 性 能 試 験 、 太 て て を 空 空 生 性 能 試 験 、 歩 て 子 で 空 た た た 清 而 衝 突 安 空 全 性 能 試 験 、 歩 て 子 で 史 で 空 性 能 試 験 、 歩 て 子 で 野 で 、 歩 て 子 で ず に 能 試 験 、 歩 て 子 で 空 性 能 試 験 、 歩 て さ 世 能 試 験 、 歩 て さ 世 能 試 験 、 歩 て さ 世 能 試 験 、 歩 て さ 世 能 試 験 、 歩 て さ 世 能 試 験 、 た て 吉 明 部 に 海 二 、 一 本 一 世 能 試 し 、 本 て 一 本 一 本 一 て 一 で 一 本 世 能 志 、 一 一 で 一 で 一 一 本 一 、 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	デす五段階の有無がのです。 デす五段階の有無がのです。 では、警告音の有無がのでの、 でのに当該装置の作動状況 での、 <p< td=""><td>の点数 です零点以上百点以下 です零点以上百点以下</td></p<>	の点数 です零点以上百点以下 です零点以上百点以下
-		
+	+ 用 一	
十二衝突安全性能	用 一 時 整 報 席 装 べ 近 上	
衝 突 安 全 性	用 一 時 警 座 報 系 、 光 置 ル 性 ト	

+四後席座席ベルト				十三 後席座席ベルト	
評価する試験及び座席ベルトの種類を確	を反復する試験 クルの結合及び解離 ニ 座席ベルトのバッ	と区別する試験のベルトのバックルを目視により他ハ 座席ベルトのバックル	ロ 武験自動車の外側	イ 試験自動車の外側 を測定する試験	
標 感性を示す二段階の指 で席ベルトの装着の容	階の指標 へルトのバックルの結	三段階の指標 の識別の容易性を示す	座席ベルトを装着した 時の 指標	階の指標 アの容易性を示す三段	を示す五段階の指標
+ 限 使 四 る 用 。 ) 性 後				+ 限 使 三 る。) 性 後	
) ( 席 ( 一 席 後 、 ( 二 席				( 席 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
) ( 席 史 席 後 べ	を反復する試験 クルの結合及び解離	と区別する試験のベルトのバックル 三段階クルを目視により他 の識別ハ 座席ベルトのバッ 座席ベ	ロ 武験自動車の外側	( 席 御 席 後 べ	

	Z	│ 第 表目五 (装自 のご条 年 備 動
前面衝突安全性能	る。	まの下欄に掲げる事項を したい、同表の中欄に した、同表の中欄に した、同表の中欄に した、同表の中欄に した、市場における
後ろ向き動的試験 試	試合の にの に に に に に に に に に に に に に	を確認する記録方法に 「「「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「
取付部及びダミーの強	この、「「「「「」」」、「「」」、「」」、「「」」、「「」」、「」」、「」」、「」	ことにより行うこととする。 していものを除くすべての安全装置が していものを除くすべての安全装置が
二 前面衝突安全性能	- (乳児用ベッド 限 に 限	二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、二、
面衝突安全	<ul> <li>2 11 町 川 面 川 衛 ベ 突 ッ 安 ド 全 に</li> </ul>	下欄に 、同 表 の 中

	試験 一の挙動等を観測する 加速度の計測及びダミ	寺 験 度   の こ 用 及 ト 速	る。) 定置した後、 に定置するもの定し、かつ、 見を前向きに拘乗車装置を前 見用シートのう用座席に年少	三前面衝突安全性能前向き動的試験 の計測及びダミー	時に起こる合成加験用座席に発生さ	ロメートル毎時座席の速度を五	のに限る。) 置した後、当該約約束又は定置するもに固定し、ダミ	ち幼児を後ろ向きに 助乗車装置を後ろ向(幼児用シートのう 験用座席に年少者用
ミーの座席脱落性かをいう。)並びえるおそれがある。)並び	つて腹部等身体の弱い  測する  者用補助乗車装置によ  びダミ  加害性(衝突時に年少  での  の角离性    ちりへの	↓ レつ異催生、力見、 生 一トの放出性、バッ の接触状況、幼児用 し 圧迫による肋骨と胸 し 圧迫による肋骨と胸	験、頭部合成加速度、 固の破壊状況、ダミー 助度保持機能を持つ各	試験     取付部及びダミーの強	合成加速度 た四段階の指標発生させた クルの解離性に基づい減速度を試 トの放出性並びにバッ	成加速度、幼児用シ方への移動量、胸部	当該試験用 度、ダミーの頭部の前ダミーを定 バック面の最大傾斜角	ろ向き  の破壊状況、シート・  者用補  度保持機能を持つ各部
			(幼児用シートの (幼児用シートの	三前面衝突安全性能			のに限る。)	ち幼児を後ろ向きに(幼児用シートのう
	試験 一の挙動等を観測する か速度の計測及びダミ	こ 用 及 ト 速 豆 座 び ル 度 こ 席 減 毎 五 る に 速 時 五	に限る。) 定置した後、当該試束又は定置するもの 定し、かつ、ダミーち幼児を前向きに拘 乗車装置を前向きに (幼児用シートのう)用座席に年少者用補	前面衝突安全性	時に起こる合成加速度験用座席に発生させた	ロメートル毎時とし	に限る。)	幼児を後ろ向め

(公表項目) (公表項目)	(公表項目) (公表項目)
四 使用性 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置	四 使用性 四 使用性 四 使用性 四 使用性 二 年少者用補助乗車装置 二 年少者用補助乗車装置 年少者用補助乗車装置 の取扱いやすさ、装着の評価に熟知した複数 2 一 2 一 2 一 2 一 2 一 2 一 2 一 2 一
た四段階の指標でいう。)並びにダをいう。)並びにダ	の指標の指標で、「「「」」の「「」」の「「」」の「」の「」では、「」」の「」では、「」」の「」では、「」」の「」では、「」」の「」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、「」」の「

この告示は、公布の日から施行する。	附 則	聞くものとする。	車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を	第九条 国土交通大臣は、評価の実施及びその結果の公表に際し、自動	と認める事項)	(その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要	を行うものとする。
この告示は、公布の日から施行する。	附 則	聞くものとする。	車等に関する学識経験を有する者及び自動車等の使用者等から意見を	結	と認める事項)	(その他国土交通大臣が評価の実施及びその結果の公表のために必要	を行うものとする。